

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う
総務省関係政令の整備に関する政令案の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下「番号整備法」という。）の施行に伴い、総務省所管の以下の政令について所要の規定の整備を行うもの。

- (1) 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「住基法施行令」という。）
- (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成 15 年政令第 408 号。以下「公的個人認証法施行令」という。）
- (3) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）
- (4) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 549 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法施行令」という。）
- (5) 総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）

2 改正の概要

- (1) 住基法施行令（第 1 条関係）
 - ・ 住民基本台帳カードが廃止され、個人番号カードに移行（番号利用法により新たに規定）することに伴う規定の整備
 - ・ 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から情報提供ネットワークシステムに住民票コードを提供するための規定の整備
- (2) 公的個人認証法施行令（第 2 条関係）
 - ・ 現行の電子署名に加え、利用者証明用電子証明書による電子利用者証明の仕組みが創設されることに伴う規定の整備
 - ・ 行政機関等以外の者であって総務大臣の認定を受けて署名検証者となり得る者が満たすべき電子署名又は電子利用者証明に係る基準に関する規定の整備

(3) 行政機関個人情報保護法施行令・独立行政法人等個人情報保護法施行令
(第3条関係)

- ・本人確認書類として規定している住民基本台帳カードを個人番号カードに置き替える規定の整備

(4) 総務省組織令 (第4条関係)

- ・個人番号の指定・通知及び個人番号カードに関する事務を、自治行政局及び自治行政局住民制度課の所掌事務とする規定の整備

3 施行期日

番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

ただし、

- ・総務省組織令の改正規定等については、番号利用法の施行の日(平成27年10月5日)
- ・住基法施行令の改正規定のうち情報連携に関する規定については、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（第一条関係）	1
○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第二条関係）	22
○行政機関の保有する個人情報に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（第三条関係）	36
○独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）（第三条関係）	37
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第四条関係）	38
○出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（附則第十二条関係）	41
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三十号）（附則第十三条関係）	43

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第二章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二十五―<u>第三十条</u>）</p> <p>第五章（略）</p> <p>の三十一）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（職権による住民票の記載等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p> <p>一（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 住民基本台帳（第二条―第十七条）</p> <p>第三章 戸籍の附票（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 届出（第二十二条―第三十条）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の二―第三十条の二十四）</p> <p>第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の二十五―<u>第三十条</u>）</p> <p>の三十二）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十五条）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（職権による住民票の記載等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p> <p>一 戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載若しくは記録をしたとき、又は法第九条第二項の規定による通知を受けたとき。</p>

一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十四条の二第一項第三号及び第二項第三号において「番号利用法」という。）第七条第一項又は第二項の規定により個人番号の指定をしたとき。

二〇七 （略）

3 （略）

4 （略）

（最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合）
第二十四条の二 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 最初の転入届の際に、番号利用法第十七条第二項の規定による個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提出がされなかつた場合

2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 最初の世帯員に関する転入届の際に、転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主について番号利用法第十七条第二項の規定による個人番号カードの提出がされなかつた場合

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第二十四条の三 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで、第八号の二及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項又は第二項の規定により個人番号の指定をしたとき。

二〇七 （略）

3 （略）

4 （略）

（最初の転入届等において特例の適用を受けることができない場合）
第二十四条の二 法第二十四条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 最初の転入届の際に、法第三十条の四第四第五項の規定による住民基本台帳カード（同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）の提出がされなかつた場合

2 法第二十四条の二第二項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 （略）

三 最初の世帯員に関する転入届の際に、法第三十条の四第四第五項の規定による転出届をした世帯員が属する世帯の世帯主の住民基本台帳カードの提出がされなかつた場合

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第二十四条の三 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項は、法第七条第一号から第五号まで、第八号の二及び第十三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 個人番号カードの交付を受けている者については、当該個人番号カードの発行の日及び有効期間が満了する日その他個人番号カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による同条に規定する機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この章において「特定機構保存本人確認情報」という。)の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(以下この条において「国の機関等」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(総務省への住民票コードの提供方法)

第三十条の八の二 機構が行う法第三十条の九の二第一項の規定による住民票コードの総務省への提供については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第五百五十五号。次項において「番号利用法施行令」という。)第二十条第四項及び第五項に定めるところによる。

一〇六 (略)

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

(住民票コードの記載の変更請求書の提出方法)

第三十条の三 法第三十条の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更の請求をしようとする者は、同条第二項に規定する変更請求書を提出する際に、住民基本台帳カード又は総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(国の機関等への本人確認情報の提供方法)

第三十条の八 機構が行う法第三十条の九の規定による同条に規定する機構保存本人確認情報のうち個人番号以外のもの(以下この条から第三十条の十一までにおいて「特定機構保存本人確認情報」という。)の法別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人(以下この条において「国の機関等」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 (略)

(新設)

2 機構が行う法第三十条の九の二第二項の規定による修正前及び修正後の住民票コードの総務省への提供については、番号利用法施行令第二十条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「情報照会者等から第二項の規定による通知を受けた」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五十五号）第二十条第四項の規定により総務大臣に通知した同条第二項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知った」と、「同項の特定の個人に係る住民票に記載された」とあるのは「当該特定の個人に係る修正前及び修正後の」と読み替えるものとする。

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十 機構が行う法第三十条の十一第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の九 機構が行う法第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県（同項に規定する通知都道府県をいう。次条及び第三十条の十一において同じ。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二 （略）

（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十 機構が行う法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府

外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二（略）

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二（略）

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二 都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関（以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信す

県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二（略）

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十一 機構が行う法第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定による特定機構保存本人確認情報の通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この条において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一・二（略）

（住民基本台帳カードの記載事項）

第三十条の十二 法第三十条の四十四第一項に規定する政令で定める事項は、住民基本台帳カードの交付を受けようとする者（次条及び第三十条の十五において「交付申請者」という。）がその者に係る住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所が記載された住民基本台帳カードの交付を求める場合においては、住民票に記載された出生の年月日、男女の別及び住所とする。

る方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

第三十条の十三から第三十条の二十四まで 削除

(住民基本台帳カードの交付申請)

第三十条の十三 交付申請者は、法第三十条の四十四第二項に規定する交付申請書に署名し、又は記名押印しなければならない。

(住民基本台帳カードの二重交付の禁止)

第三十条の十四 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードが有効な限り、重ねて住民基本台帳カードの交付を受けることができない。

(住民基本台帳カードの交付)

第三十条の十五 法第三十条の四十四第一項に規定する住所地市町村長(以下この章において「住所地市町村長」という。)は、交付申請者又はその法定代理人に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、住民基本台帳カードを交付するものとする。この場合において、当該交付申請者又はその法定代理人は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

2 住所地市町村長は、病気、身体の障害等やむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該交付申請者が本人であることが明らかであるときは、前項の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、当該住民基本台帳カードを交付することができる。この場合において、当該交付申請者の指定し

た者は、総務省令で定める書類を提示しなければならない。

(住民基本台帳カードの有効期間)

第三十条の十六 住民基本台帳カードの有効期間は、住民基本台帳カードの発行の日から十年とする。

(住民基本台帳カードの再交付の申請等)

第三十条の十七 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合その他総務省令で定める場合には、住所地市町村長に対し、住民基本台帳カードの再交付を受けようとする旨その他総務省令で定める事項を記載した再交付申請書を提出して、住民基本台帳カードの再交付を求めることができる。

2 前項の規定により住民基本台帳カードの再交付を受けようとする者は、現に交付を受けている住民基本台帳カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該住民基本台帳カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3 再交付された住民基本台帳カードについて前条の規定を適用する場合には、同条中「住民基本台帳カード」とあるのは、「再交付された住民基本台帳カード」とする。

(住民基本台帳カードの有効期間内の交付の申請)

第三十条の十八 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、当該住民基本台帳カードの有効期間の満了する日までの期間が三月未満となつた場合その他総務省令で定める場合には、第三十条の十四の規定にかかわらず、住所地市町村長に対し、当該住民基本台帳カードの有効

期間内においても当該住民基本台帳カードを提示して、新たな住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

- 2 住所地市町村長は、前項の求めがあつた場合には、その者に対し、その者が現に有する住民基本台帳カードと引換えに新たな住民基本台帳カードを交付しなければならない。

(紛失した住民基本台帳カードを発見した場合の届出)

- 第三十条の十九 法第三十条の四十四第八項の規定による届出をした者は、紛失した住民基本台帳カードを発見したときは、第三十条の二十一第一項第二号に掲げる場合を除き、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

(住民基本台帳カードが失効する場合)

- 第三十条の二十 法第三十条の四十四第九項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 住民基本台帳カードの交付を受けている者が国外に転出をしたとき。
- 二 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が最初の転入届を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過し、又は転入をした日から十四日を経過したとき。

- 三 住民基本台帳カードの交付を受けている者が転出届をした場合において、当該者が当該転出届に係る最初の転入届を受けた市町村長に当該住民基本台帳カードの提出を行うことなく、最初の転入届をした日から九十日を経過し、又は当該者が当該市町村長の統括する市町村から転出をしたとき。

四 住民基本台帳カードの交付を受けている者が死亡したとき。

五 住民基本台帳カードの交付を受けている者が法の適用を受けない者となつたとき。

六 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票が消除されたとき（転出届（国外への転出に係るものを除く。）に基づき当該住民票が消除されたとき、第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は第一号若しくは前二号に掲げる場合に該当したことにより当該住民票が消除されたときを除く。）。

七 住民基本台帳カードの交付を受けている者に係る住民票に記載されている住民票コードについて記載の修正が行われたとき。

八 第三十条の十七第一項に規定する場合に該当することとなつた住民基本台帳カードにあつては、同項の規定により住民基本台帳カードの再交付の求めがあつたとき。

九 次条第四項の規定により返納された住民基本台帳カードにあつては、当該住民基本台帳カードが返納されたとき。

十 第三十条の二十二第一項の規定により返納を命ぜられた住民基本台帳カードにあつては、同条第二項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

（住民基本台帳カードの返納）

第三十条の二十一 法第三十条の四十四第十項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第三号又は第七号に該当したとき。
- 二 住民基本台帳カードの再交付を受けた場合において、紛失した住民基本台帳カードを発見したとき。
- 三 次条第一項の規定により返納を命ぜられたとき。

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合又は前項各号のいずれかに該当する場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カード（同項第二号の場合にあつては、発見した住民基本台帳カード）を、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

3 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、前条第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当した場合には、住民基本台帳カードを返納する事由その他総務省令で定める事項を記載した書面を添えて、当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を備える市町村の市町村長（第三十条の二十四第二項及び第五項において「直前の住所地市町村長」という。）に遅滞なく返納しなければならない。

4 住民基本台帳カードの交付を受けている者は、いつでも、当該住民基本台帳カードを住所地市町村長に返納することができる。

（住民基本台帳カードの返納命令）

第三十条の二十二 住所地市町村長は、住民基本台帳カードの法第三十条の四十四第三項の規定による交付又は同条第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によつてされた場合において、当該住民基本台帳カードを返納させる必要があると認めるときは、当該住民基本台帳カードの交付を受けている者に対し、当該住民基本台帳カードの返納を命ずることができる。

2 住所地市町村長は、前項の規定により住民基本台帳カードの返納を命ずることを決定したときは、当該住民基本台帳カードの交付を受け

ている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知することが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

（返納された住民基本台帳カードの廃棄）

第三十条の二十三 住民基本台帳カードの返納を受けた市町村長は、返納された住民基本台帳カードを廃棄しなければならない。

（住民基本台帳カードを交付した場合等の措置）

第三十条の二十四 住所地市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

2 直前の住所地市町村長は、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 法第二十四条の二第三項に規定する転出地市町村長（第五項において「転出地市町村長」という。）は、同条第三項に規定する当該最初の転入届に係る転出届をした者に係る法第九条第一項の規定による通知を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 法第二十四条の二第三項に規定する転入地市町村長（次項において「転入地市町村長」という。）は、住民基本台帳カードに法第三十条の四十四第六項に規定する措置を講じた場合には、その旨を都道府県

知事に通知するものとする。

5 前各項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

6 第一項から第四項までの規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項を、機構に通知するものとする。

7 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

8 市町村長、都道府県知事又は機構は、第一項から第四項までの規定による通知に係る事項の市町村長への通知その他の住民基本台帳カードの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(外国人住民の通称の住民票への記載等)

第三十条の二十六 (略)

2～6 (略)

7 (略)

7 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第三十条の六第一項	第七条第一号から第三号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称並び

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二	第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項	(削除)		
(略)	(略)	(削除)	(略)	
(略)	(略)	(削除)	(略)	

第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二	第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項	法第三十条の十五第三項及び第四項		
第七条第一号から第四号まで	第七条第一号から第三号まで	第七条第一号から第三号まで	同条第一号から第三号まで	
第七条第一号に掲げる事項及び通称、同条第二号から第四号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称（第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下この章から第四章の二までにおいて同じ。）、法第七条第二号、第三号	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号	同条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号	同条第二号、第三号

第十四条の三	第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	(略)	(削除)
--------	-----------------------------------	-----	------

(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

第三十条の二十七 (略)

2 (略)

3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項(第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。)」と、第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「国籍等並びに同条

第十四条の三	第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号	第七条第一号から第三号まで	第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号
--------	-----------------------------------	---------------	------------------------------

(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

第三十条の二十七 (略)

2 (略)

3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載されている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項(第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。第二十四条の三において同じ。)」と、第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「国籍等並びに同条

の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

(削る)

の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「国籍等、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項」とする。

(外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例)

第三十条の三十 外国人住民（特別永住者を除き、中長期在留者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下この項において「入管法」という。）別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもつて在留する者及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者以外の者（以下この項において「特定中長期在留者」という。）に限る。次項において同じ。）に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

<p>特定中長期在留者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留期間の満了の日まで</p>
<p>一時庇護許可者又は仮滞在許可者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規</p>

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知の方法）

第三十条の三十（略）

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の三十一（略）

	<p>定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間を経過する日まで</p>
<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者</p>	<p>住民基本台帳カードの発行の日から出生した日又は日本の国籍を失った日から六十日を経過する日まで</p>

2 外国人住民に再交付された住民基本台帳カードについて前項の規定を適用する場合には、同項中「交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず」とあるのは「再交付された住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十七第三項の規定により読み替えて適用する第三十条の十六の規定にかかわらず」と、同項の表中「住民基本台帳カード」とあるのは「再交付された住民基本台帳カード」とする。

（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知の方法）

第三十条の三十一（略）

（外国人住民についての適用の特例）

第三十条の三十二（略）

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
------------	------------	------------

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第三十条の三十七第一項	市町村長	(略)
(削除)	(削除)	第三十条の三十八第一項	市町村長、	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	市長又は区長	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	市長若しくは区長、	(略)

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	第三十条の三十七第一項	市町村長その他の市町村の執行機関	(略)
(略)	(略)	第三十条の三十八第一項	市町村長その他の市町村の執行機関	(略)
(略)	(略)	第三十条の四十四第一項	者は	者は、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
(略)	(略)	第三十条の四十四第二項	住所地市町村長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

第三十条の四十四第 三項	第三十条の四十四第 七項及び第八項	第三十条の四十四第 六項	第三十条の四十四第 五項	第三十条の四十四第 三項
当該住民基本台帳 カードを	その旨を	必要な措置を講じ	市町村長	政令で定めるところ により
当該住民基本台帳カ ードを、その者が記録さ れている住民基本台帳 を作成した区長を経由 して	その旨を、その者が記 録されている住民基本 台帳を作成した区長を 經由して、	必要な措置を講じ、最 初の転入届を受けた区 長を経由して	、最初の転入届を受け た区長を経由して、市 長	政令で定めるところに より、その者が記録さ れている住民基本台帳 を作成した区長を経由 して

(略) (略) (略)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)
第三十二条 (略)

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(削除)
(略)	(略)	(削除)
(略)	(略)	(削除)

(略) (略) (略)

(指定都市の区に対するこの政令の適用)
第三十二条 (略)

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第三項	市町村長	区长
都道府県知事に	、当該区の属する市の市長を経由して、都道府県知事に	
第三十条の十五第一項	当該市町村	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区长を経由して、当該区
第三十条の十五第二項	当該交付申請者の指定した者の	当該交付申請者が記録されている住民基本台帳を作成した区长を経由して、当該交付申請者の指定した者の

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

第三十条の二十一第	第三十条の二十第二号及び第三号	第三十条の十九	第三十条の十八第二項	第三十条の十八第一項	第三十条の十七第一項
住所地市町村長に	転出届をした	住所地市町村長に	その者に対し	住所地市町村長	総務省令で定める場合には
その者が記録されている	転出届(市の区域外へ住所を移すことに係るものに限る。)をした	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に	その者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して	住所地市町村長を経由して、	総務省令で定める場合には、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して

(略)	(削除)	(削除)	(削除)	
(略)	(削除)	(削除)	(削除)	
(略)	(削除)	(削除)	(削除)	

(略)	第三十条の二十二	第四項 第三十条の二十一第	第三項 第三十条の二十一第	二項
(略)	者に対し	住所地市町村長に	当該住民基本台帳カードを	
(略)	者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して	、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に	当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を作成した区長を経由して	る住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長に

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 署名用電子証明書（第一条―第七条）</p> <p>第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第八条―第十六条）</p> <p>第二節 利用者証明認証業務</p> <p>第一款 利用者証明用電子証明書（第十七条―第二十三条）</p> <p>第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第二章 認証業務情報等の保護（第二十六条―第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 認証業務</p> <p>第一節 署名認証業務</p> <p>第一款 署名用電子証明書</p>	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令</p> <p>（新設） （新設） （新設）</p>

(署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項)

第一条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。)第三条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

(署名用電子証明書発行記録の保存期間)

第二条 法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が記録した署名用電子証明書発行記録(同条に規定する署名用電子証明書発行記録をいう。以下「発行記録」という。)に係る署名用電子証明書(法第三条第六項の規定により発行される同条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。第八条第二号及び第九条第二号において同じ。)の発行の日から、当該署名用電子証明書発行記録に係る署名用電子証明書の有効期間(法第五条に規定する署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。)の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

(署名用電子証明書失効申請等情報の保存期間)

第三条 法第十一条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が署名用電子証明書失効申請等情報(同条に規定する署名用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該署名用電子証明書失効申請等情報に係る署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(署名利用者異動等失効情報の保存期間)

第四条 法第十二条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が署

(申請書の記載事項)

第一条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(以下「法」という。)第三条第二項に規定する申請書には、同項に規定する事項のほか、申請の年月日その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

(発行記録の保存期間)

第二条 法第八条の政令で定める期間は、同条の規定により記録された発行記録(同条に規定する発行記録をいう。以下「発行記録」という。)に係る電子証明書(法第三条第六項の規定により発行される同条第一項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)の発行の日から、法第五条の規定により当該電子証明書の有効期間の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

(失効申請等情報の保存期間)

第三条 法第十一条の政令で定める期間は、同条の規定により都道府県知事が失効申請等情報(同条に規定する失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から法第五条の規定により当該失効申請等情報に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(異動等失効情報の保存期間)

第四条 法第十二条の政令で定める期間は、同条の規定により都道府県

名利用者異動等失効情報（同条に規定する署名利用者異動等失効情報
をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から当該署名利用
者異動等失効情報に係る署名用電子証明書の有効期間の満了すべき日
までとする。

（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）

第五条 法第十三条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が署
名用電子証明書記録誤り等に係る情報（同条に規定する署名用電子証
明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）を記
録した日から当該署名用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る署名
用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第六条 法第十四条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が署
名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報（同条に規定す
る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以
下この条において同じ。）を記録した日から当該署名用電子証明書発
行者署名符号の漏えい等に係る情報に係る署名用電子証明書の有効期
間の満了すべき日までとする。

（署名用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）

第七条 （略）

第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等
の提供

知事が異動等失効情報（同条に規定する異動等失効情報をいう。以下
この条において同じ。）を記録した日から法第五条の規定により当該
異動等失効情報に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日までとす
る。

（記録誤り等に係る情報の保存期間）

第五条 法第十三条の政令で定める期間は、同条の規定により都道府県
知事が記録誤り等に係る情報（同条に規定する記録誤り等に係る情報
をいう。以下この条において同じ。）を記録した日から法第五条の規
定により当該記録誤り等に係る情報に係る電子証明書の有効期間の満
了すべき日までとする。

（発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）

第六条 法第十四条の政令で定める期間は、同条の規定により都道府県
知事が発行者署名符号の漏えい等に係る情報（同条に規定する発行者
署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。）
を記録した日から法第五条の規定により当該発行者署名符号の漏えい
等に係る情報に係る電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする
。

（失効情報ファイルの保存期間）

第七条 （略）

（新設）

(特定認証業務を行う者に係る認定の基準)

第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条において同じ。)を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 特定認証業務に係る電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者となるための申込みをする者(以下この号において「利用申込者」という。)の真偽の確認が、当該利用申込者から通知された当該申込みに係る情報について行われた電子署名(法第二条第一項に規定する電子署名をいう。次条第二号において同じ。)が当該利用申込者から通知された当該利用申込者に係る署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号(法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。同号において同じ。)に対応する署名利用者符号(法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。同号において同じ。)を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。

三 (略)

(法第十七条第一項第六号に規定する確認を行う者に係る認定の基準)

第九条 法第十七条第一項第六号の政令で定める基準は、同号に規定する確認を行う者が行う当該確認が、次の各号のいずれにも該当することとする。

(特定認証業務を行う者に係る認定の基準)

第八条 法第十七条第一項第五号の政令で定める基準は、特定認証業務(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。以下この条において同じ。)を行う者が行う特定認証業務が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 特定認証業務における利用者(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第二項に規定する利用者をいう。以下この号において同じ。)の真偽の確認が、当該利用者から通知された当該特定認証業務の利用の申込みに係る情報について行われた電子署名(法第二条第一項に規定する電子署名をいう。)が当該利用者から通知された当該利用者に係る電子証明書に記録された利用者署名検証符号(同条第二項に規定する利用者署名検証符号をいう。)に対応する利用者署名符号(同項に規定する利用者署名符号をいう。)を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。

三 (略)

(申請等に必要な電磁的記録を提供する団体)

第九条 法第十七条第一項第六号の政令で定める団体は、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人とする。

一 当該確認の用に供する設備が総務省令で定める基準に適合するものであること。

二 署名利用者（法第二条第四項に規定する署名利用者をいう。以下この号において同じ。）の真偽の確認にあつては、当該署名利用者から通知された情報について行われた電子署名が当該署名利用者から通知された当該署名利用者に係る署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。

三 利用者証明利用者（法第二条第五項に規定する利用者証明利用者をいう。以下この号において同じ。）の真偽の確認にあつては、当該利用者証明利用者が行った同条第二項に規定する電子利用者証明が当該利用者証明利用者から通知された当該利用者証明利用者に係る利用者証明用電子証明書（法第二十二条第六項の規定により発行される同条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第十八条において同じ。）に記録された法第二条第五項に規定する利用者証明利用者検証符号に対応する同項に規定する利用者証明利用者符号を用いて行われたことを確認する方法により行われるものであること。

四 前二号に掲げるもののほか、当該確認が総務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

（特定認証業務を行う者等に係る認定の有効期間）

第十条 （略）

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）

第十三条 機構が行う法第十八条第一項の規定による保存期間に係る署

（特定認証業務を行う者に係る認定の有効期間）

第十条 （略）

（保存期間に係る失効情報の提供の方法）

第十三条 都道府県知事が行う法第十八条第一項の規定による保存期間

名用電子証明書失効情報（同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報をいう。以下この条において同じ。）の署名検証者等（同項に規定する署名検証者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る署名用電子証明書失効情報を記録した電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を署名検証者等に送付する方法

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第十四条 機構が行う法第十八条第二項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

（対応証明書の発行の番号の提供の方法）

に係る失効情報（同項に規定する保存期間に係る失効情報をいう。以下この条において同じ。）の署名検証者等（同項に規定する署名検証者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る失効情報を送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から保存期間に係る失効情報を記録した電磁的記録媒体（法第三条第一項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二号において同じ。）を署名検証者等に送付する方法

（保存期間に係る失効情報ファイルの提供の方法）

第十四条 都道府県知事が行う法第十八条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイル（同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に保存期間に係る失効情報ファイルを送信する方法

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から保存期間に係る失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

第十五条 機構が行う法第十八条第三項の規定による対応証明書の発行の番号（同項に規定する対応証明書の発行の番号をいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者（法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者をいう。第二十四条及び第二十五条において同じ。）である署名検証者（法第十七条第四項に規定する署名検証者をいう。以下この条において同じ。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者の使用に係る電子計算機に対応証明書の発行の番号を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から対応証明書の発行の番号を記録した電磁的記録媒体を署名検証者に送付する方法

（団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法）

第十六条 団体署名検証者（法第十七条第六項に規定する団体署名検証者をいう。以下この条において同じ。）が行う法第二十条第一項の規定による回答は、総務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法第十七条第五項に規定する署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

第二節 利用者証明認証業務

第一款 利用者証明用電子証明書

（利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項）

第十七条 法第二十二条第二項に規定する申請書には、同項に規定する

（新設）

（団体署名検証者が行う署名確認者への回答の方法）

第十五条 団体署名検証者（法第十七条第六項に規定する団体署名検証者をいう。以下この条において同じ。）が行う法第十九条の二第一項の規定による回答は、総務省令で定めるところにより、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法第十七条第五項に規定する署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

事項のほか、申請の年月日その他の総務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

(利用者証明用電子証明書発行記録の保存期間)

第十八条 法第二十七条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が記録した利用者証明用電子証明書発行記録(同条に規定する利用者証明用電子証明書発行記録をいう。)に係る利用者証明用電子証明書の発行の日から、当該利用者証明用電子証明書発行記録に係る利用者証明用電子証明書の有効期間(法第二十四条に規定する利用者証明用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。)の満了すべき日の翌日から起算して十年を経過する日までとする。

(利用者証明用電子証明書失効申請等情報の保存期間)

第十九条 法第三十条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明用電子証明書失効申請等情報(同条に規定する利用者証明用電子証明書失効申請等情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該利用者証明用電子証明書失効申請等情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(利用者証明利用者異動等失効情報の保存期間)

第二十条 法第三十一条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明利用者異動等失効情報(同条に規定する利用者証明利用者異動等失効情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該利用者証明利用者異動等失効情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間)

第二十一条 法第三十二条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報(同条に規定する利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(新設)

(利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間)

第二十二条 法第三十三条の政令で定める期間は、同条の規定により機構が利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報(同条に規定する利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下この条において同じ。)を記録した日から当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報に係る利用者証明用電子証明書の有効期間の満了すべき日までとする。

(新設)

(利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの保存期間)

第二十三条 法第三十五条の政令で定める期間は、十年とする。

(新設)

第二款 利用者証明検査者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

(新設)

(保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法)

第二十四条 機構が行う法第三十七条第一項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(同項に規定する保存期間に係る

(新設)

利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下この条において同じ。

（の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報を記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

第二十五条 機構が行う法第三十七条第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（同項に規定する保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）の利用者証明検証者への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検証者の使用に係る電子計算機に保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを送信する方法
- 二 総務省令で定めるところにより、機構から保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルを記録した電磁的記録媒体を利用者証明検証者に送付する方法

第二章 認証業務情報等の保護

（新設）

（新設）

(自己の認証業務情報の開示請求の方法)

第二十六条 法第五十八条第一項の政令で定める方法は、書面を提出する方法とする。

2 法第五十八条第一項の規定による自己に係る認証業務情報（法第四十四条第一項に規定する認証業務情報をいう。第二十九条第二項において同じ。）の開示の請求は、住所地市町村長（法第三条第二項に規定する住所地市町村長をいう。次項及び第二十九条第二項において同じ。）を経由して行うことができる。

3 機構は、前項の規定により住所地市町村長を経由して法第五十八条第一項の規定による開示の請求を受ける場合には、法第六十条に規定する手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

(認証業務情報の開示の方法)

第二十七条 法第五十八条第二項の政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

(開示の期限の延長の通知の方法)

第二十八条 法第五十九条第二項の政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

(自己の認証業務情報の訂正等の請求の方法)

第二十九条 法第六十一条第一項の政令で定める方法は、書面を提出す

(自己の認証業務情報の開示請求の方法)

第十六条 法第二十九条第一項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める方法は、書面を提出する方法とする。

2 法第二十九条第一項の規定による自己に係る認証業務情報（法第二十条第一項に規定する認証業務情報をいう。第十九条第二項において同じ。）の開示の請求は、住所地市町村長（法第三条第二項に規定する住所地市町村長をいう。第十九条第二項において同じ。）を経由して行うことができる。

(新設)

(認証業務情報の開示の方法)

第十七条 法第二十九条第二項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

(開示の期限の延長の通知の方法)

第十八条 法第三十条第二項（法第五十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

(自己の認証業務情報の訂正等の請求の方法)

第十九条 法第三十一条第一項（法第五十三条第一項において準用する

る方法とする。

2 法第六十一条第一項の規定による開示に係る認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求は、住所地市町村長を経由して行うことができる。

(認証業務情報の訂正等を行った旨の通知等の方法)

第三十条 法第六十一条第二項の政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

第三章 雑則

(指定都市に関する法の規定の特例)

第三十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	その者	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長(以下「住所地区長」という。)を経由して、その者
--------	-----	--

場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める方法は、書面を提出する方法とする。

2 法第三十一条第一項の規定による開示に係る認証業務情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の請求は、住所地市町村長を経由して行うことができる。

(認証業務情報の訂正等を行った旨の通知の方法)

第二十条 法第三十一条第二項(法第五十三条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める方法は、書面を交付する方法とする。

(新規)

(指定都市に関する法の規定の特例)

第二十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第二項	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長を経由して、市長
第三十二条	都道府県知事及び市町村長	都道府県知事並びに市長及び区長

第三十二条第三項	これを	住所地区長を経由して、これを
第三条第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、
第二十一条第二項	住所地市町村長	住所地区長を経由して、住所地市町村長
第二十一条第三項	これを	住所地区長を経由して、これを
第二十一条第七項	記録して	記録し、住所地区長を経由して、
第四十六条	及び市町村長	並びに市長及び区長
第六十二条	及び市町村長	並びに市長及び区長
	及び市町村が	並びに市及び区が

(指定都市の区に対するこの政令の適用)

第三十二条 指定都市における第二十六条第二項及び第三項並びに第二十九条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「その者が記録されている住民基本台帳を作

第三十三条	都道府県及び市町村 町村長	都道府県並びに市及び区 都道府県知事及び市 及び区長
-------	------------------	----------------------------------

(新設)

成した区長（次項及び第二十九条第二項において「住所地区長」という。）及び住所都市町村長（「と、同条第三項中「住所都市町村長を」とあるのは「住所地区長及び住所都市町村長を」と、第二十九条第二項中「住所都市町村長」とあるのは「住所地区長及び住所都市町村長」とする。）

（外国人住民の通称に関する法の規定の特例）

第三十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合における法第三条第二項、第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二條第二項の規定の適用については、法第三条第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは「第七条第一号に掲げる事項及び通称（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の二十六第一項に規定する通称をいう。以下同じ。）並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二條第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは「第七条第一号に掲げる事項及び通称並びに同条第二号、第三号」とする。

（総務省令への委任）

第三十四条 （略）

（新設）

（総務省令への委任）

第二十二條 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。

改正案	現行
<p>（開示請求における本人確認手続等）</p> <p>第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長（法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十二条を除き、以下同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第七項に規定する個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>25 （略）</p>	<p>（開示請求における本人確認手続等）</p> <p>第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長（法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十二条を除き、以下同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）<u>第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二 （略）</p> <p>25 （略）</p>

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（開示請求における本人確認手続等）</p> <p>第六条 開示請求をする者は、独立行政法人等に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）<u>第二条第七項に規定する個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p> <p>255（略）</p>	<p>（開示請求における本人確認手続等）</p> <p>第六条 開示請求をする者は、独立行政法人等に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード</u>、<u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書</u>その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>二（略）</p> <p>255（略）</p>

改正案	現行
<p>（自治行政局の所掌事務）</p> <p>第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七号第四号において「番号利用法」という。）第七条の規定による個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。同号において同じ。）の指定及び通知並びに番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（同号において「個人番号カード」という。）に関すること。</p> <p>十四 （略）</p> <p>十五 （略）</p> <p>十六 （略）</p> <p>十七 （略）</p> <p>十八 （略）</p> <p>十九 （略）</p> <p>二十 （略）</p> <p>二十一 （略）</p>	<p>（自治行政局の所掌事務）</p> <p>第七条 自治行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三 住居表示制度に関すること。</p> <p>十四 行政書士に関すること。</p> <p>十五 地方独立行政法人に関すること（自治財政局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六 地方公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>十七 地方公共団体の人事行政に対する協力及び技術的助言に関すること。</p> <p>十八 地方公務員の共済制度及び災害補償制度に関すること。</p> <p>十九 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び同法の規定を準用する法律に基づく選挙に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二十 最高裁判所裁判官の国民審査、一の地方公共団体のみに適用さ</p>

二十二 (略)

二十三 第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方

れる特別法の制定のための投票、日本国憲法改正の国民の承認に係る投票及び地方公共団体の住民による各種の直接請求に基づく投票に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十一 前二号に掲げる選挙、国民審査及び投票の施行の準備に関すること。

二十二 第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票の普及及び宣伝に関すること。

二十三 政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に関すること。

二十四 地方自治に係る基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二十五 地方自治に係る政策の企画及び立案、公文書類に関する意見並びに調査及び統計の作成について関係部局（自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。以下同じ。）の調整を図ること。

二十六 地方公共団体の情報システムに関する企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

二十七 地方自治に関する情報を処理するため必要な総務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

二十八 地方自治に係る国際協力に関すること。

二十九 国地方係争処理委員会及び自治紛争処理委員の庶務に関すること。

三十 地方財政審議会地方公務員共済組合分科会の庶務に関すること。

三十一 中央選挙管理会の庶務に関すること。

三十二 前各号に掲げるもののほか、地方自治法、公職選挙法その他の法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方

行政並びに第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務にすること。

2 公務員部は、前項第十七号から第十九号まで及び第三十一号に掲げる事務をつかさどる。

3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）、「同項第二十二号から第二十四号まで及び第三十二号に掲げる事務並びに同項第三十三号に掲げる事務（同項第二十号及び第二十一号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。）をつかさどる。

（住民制度課の所掌事務）

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三（略）

四 番号利用法第七条の規定による個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードに関すること。

五（略）

六 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに係関係部局の調整に関すること。

七（略）

八（略）

行政並びに第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関する事務にすること。

2 公務員部は、前項第十六号から第十八号まで及び第三十号に掲げる事務をつかさどる。

3 選挙部は、第一項第一号に掲げる事務（同項第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票並びに政党その他の政治団体、政治資金及び政党助成に係るものに限る。）、「同項第十九号から第二十三号まで及び第三十一号に掲げる事務並びに同項第三十二号に掲げる事務（同項第十九号及び第二十号に掲げる選挙、国民審査及び投票に関するものに限る。）をつかさどる。

（住民制度課の所掌事務）

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一三（略）

（新設）

四 住居表示制度に関すること。

五 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名に係る地方公共団体の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに係関係部局の調整に関すること。

六（略）

七（略）

改正案	現行
<p>（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）</p> <p>第六条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があつたことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日</p>	<p>（法第六十一条の八の二の政令で定める事由等）</p> <p>第六条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由（住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があつたことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。）とする。</p> <p>2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正（以下「記載等」という。）をしたことを法務大臣に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日</p>

3

(略)

イ
ノ
ニ

(略)

3

(略)

イ
ノ
ニ

(略)

改 正 案

現 行

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第二十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を加え、同表第九条第二項の項中「、区の」を「、区（総合区を含む。以下同じ。）の」に改め、同表

第十七条の二第一項の項を次のように改める。

第十七条の二第一項	その旨及び市町村名	その旨並びに市名及び区名又は総合区名
-----------	-----------	--------------------

第三十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「の区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第十三条第三項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を、「当該区」の下に「（総合区を含む。）」を加え、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「及び区名」の下に「（総合区名を含む。次号において同じ。）」を加える。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第二十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条第二項の表第三条第一項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を加え、同表第九条第二項の項中「、区の」を「、区（総合区を含む。以下同じ。）の」に改め、同表

第十七条の二第一項の項を次のように改める。

第十七条の二第一項	その旨及び市町村名	その旨並びに市名及び区名又は総合区名
-----------	-----------	--------------------

第三十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条第一項中「の区」の下に「及び総合区」を、「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第十三条第三項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。以下同じ。）」を、「当該区」の下に「（総合区を含む。）」を加え、同表第三十条の十五第一項において同じ。）」を加え、同表第三十条の二十七第一項第一号の項中「及び区名」の下に「（総合区名を含む。次号において同じ。）」を加える。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令）

第三十八条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条の表第三条第二項の項中「区長」の下に「総合区長を含む。」を加え、同表第四十六条の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。第六十二条において同じ。）」を加え、同表第六十二条の項中「市及び区」の下に「（総合区を含む。）」を加える。

第三十二条の見出し中「区」の下に「及び総合区」を加え、同条中「作成した区長」の下に「又は総合区長」を加える。

（総務省組織令の一部改正）

第四十七条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三十号及び第四十六条第九号中「国地方係争処理委員会及び」を「国地方係争処理委員会、」に改め、「自治紛争処理委員」の下に「及び指定都市都道府県勧告調整委員」を加える。

第四十七条の二第四号中「及び特例市」を削る。

第三十八条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）」に改め、同条の表第三条第二項の項中「区長」の下に「（総合区長を含む。第三十二条及び第三十三条において同じ。）」を加え、同表第三十二条の項中「市及び区」の下に「（総合区を含む。）」を加える。

（総務省組織令の一部改正）

第四十七条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二十九号及び第四十六条第九号中「国地方係争処理委員会及び」を「国地方係争処理委員会、」に改め、「自治紛争処理委員」の下に「及び指定都市都道府県勧告調整委員」を加える。

第四十七条の二第四号中「及び特例市」を削る。